

# あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目 1 番 1 号  
発行所 秋田市役所  
編集兼  
発行人 中 島 修

印刷人 三 戸 俊 彦  
秋田市旭北錦町 3 番 50 号  
印刷所 株式会社 三戸印刷所

## 目 次

### 規 則

- 保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則 (第25号) ..... 2
- 秋田市温泉法施行細則の一部を改正する規則 (第26号) ..... 2
- 秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (第27号) ..... 2
- 秋田市平和公園条例施行規則の一部を改正する規則 (第28号) ..... 3
- 秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (第29号) ..... 3
- 秋田市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則 (第30号) ..... 3

### 上下水道局管理規程

- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程 (第 8 号) ..... 4

### 告 示

- 現金取扱員への再委任について (第205号) ..... 4
- 現金取扱員への再委任について (第206号) ..... 4
- 現金取扱員への再委任について (第207号) ..... 4
- 現金取扱員への再委任について (第208号) ..... 4
- 放置自転車等の撤去および保管について (第209号) ..... 5
- 住民票の職権消除について (第210号) ..... 5
- 公の施設に係る指定管理者の告示事項の変更について (第211号) ..... 5
- 平成19年度の地籍調査事業の実施について (第212号) ..... 5
- 放置自転車等の撤去および保管について (第213号) ..... 6
- 市議会定例会の招集について (第214号) ..... 6
- 差押書の公示送達について (第215号) ..... 6
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定について (第216号) ..... 6
- 生活保護法による介護機関の指定等について (第217号) ..... 6
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について (第218号) ..... 7
- 生活保護法による施術者の指定について (第219号) ..... 7
- 中心市街地整備推進機構の指定について (第220号) ..... 7
- 地域総合整備資金貸付金の償還金の徴収事務の委託について (第221号) ..... 7

### 教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について (第12号) ..... 7

### 選 管 告 示

- 平成19年9月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面の縦覧について (第62号) ..... 7

### 農 委 告 示

- 農業委員会の招集について (第10号) ..... 7
- 小作料の標準額について (第11号) ..... 8

### 上下水道局告示

- 指定排水設備工事業者の指定について (第53号) ..... 8
- 指定給水装置工事業者の廃止について (第54号) ..... 8
- 指定排水設備工事業者の廃止について (第55号) ..... 8

### 公 告

- 自由参加型物品調達参加希望者の公募について ..... 8
- 入札参加希望者の公募について ..... 9
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設に関する届出の関係書類の縦覧について ..... 10
- 開発行為に関する工事の完了について ..... 10
- 開発行為に関する工事の完了について ..... 10
- 大森山動物園内における軽飲食等のサービスを提供する民間事業者の公募型企画コンペの実施について ..... 10
- 特定農用地利用規程の認定について ..... 11
- 土地区画整理事業の施行の認可について ..... 11
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可について ..... 11
- ジフテリア、百日せき、破傷風、麻しん、風しんおよび日本脳炎の予防接種について ..... 11
- ジフテリア、百日せき、破傷風、麻しん、風しん、日本脳炎および結核の予防接種について ..... 11
- 平成19年9月2日に執行する秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理審議会委員選挙に届出のあった候補者について ..... 12
- 平成19年9月2日に執行する秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理審議会委員選挙の投票を行わないことについて ..... 12
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設に関する届出の関係書類の縦覧について ..... 12
- 入札参加希望者の公募について ..... 12
- 農用地利用集積計画の策定について ..... 13
- 平成19年度ジフテリアおよび破傷風第2期予防接種の実施について ..... 13
- 都市計画の変更について ..... 14

- 都市計画の変更について……………14
- 都市計画の変更について……………14
- 入札参加希望者の公募について……………15
- 開発行為に関する工事の完了について……………15
- 建築基準法による道路の指定について……………16
- 秋田農業振興地域整備計画の案の縦覧について……………16
- 入札参加希望者の公募について……………16
- 開発行為に関する工事の完了について……………17
- 御所野ニュータウン第二十一地区土地区画整理事業の換地処分について……………17

**上下水道局公告**

- 平成19年度下水道の受益者負担金の賦課対象区域について…17
- 入札参加希望者の公募について……………17
- 入札参加希望者の公募について……………18

**規 則**

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年8月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

**秋田市規則第25号**

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

保健所長に対する事務委任に関する規則（平成9年秋田市規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表第14項第1号中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、同項中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同項第7号中「第31条第1項」を「第35条第1項」に改め、同号を同項第9号とし、同項第6号中「第30条第1項」を「第34条第1項」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号中「第27条第2項」を「第31条第2項」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号中「第27条第1項」を「第31条第1項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号中「第14条第4項」を「第18条第5項」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号中「第14条第3項」を「第18条第4項」に改め、「届出」の次に「又は掲示の内容の変更の届出」を加え、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 法第15条第4項において準用する法第4条第3項に定める温泉の利用の許可の条件の付加およびこれの変更に関する事項

(3) 法第16条第1項および第17条第1項に定める温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認に関する事項

**附 則**

この規則は、平成19年10月20日から施行する。

秋田市温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年8月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

**秋田市規則第26号**

秋田市温泉法施行細則の一部を改正する規則

秋田市温泉法施行細則（平成9年秋田市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、「の各号」を削る。

第3条および第5条中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改める。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（書類の提出）

第6条 次の表の左欄に掲げる法および省令の規定に基づく届出等は、それぞれ同表の右欄に掲げる書類によるものとする。

番号	左 欄	右 欄
(1)	法第18条第4項	温泉成分等掲示内容（変更）届
(2)	省令第8条第1項および省令第9条第1項	温泉利用許可承継承認申請書
(3)	省令第9条第2項第2号	温泉利用許可地位承継同意書

**附 則**

この規則は、平成19年10月20日から施行する。

秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年8月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

**秋田市規則第27号**

秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「法第6条第1項の規定により提出する確認申請書には、」を削り、「第1条の3に定めるもの」を「第1条の3第1項の表1(イ)項に掲げる各階平面図には、同表の明示すべき事項」に、「明示した平面図ならびに工場調書を添えなければ」を「明示しなければ」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条第4項中「法第86条の7第1項に規定する建築物の増築、改築、大規模の修繕もしくは大規模の模様替をする場合又は」を削り、「既存建築物実態調書」を「既存不適格調書」に改め、同項を同条第3項とし、同条に次の1項を加える。

4 確認申請に係る建築物が、法第20条第2号イ又は第3号イに規定する構造計算によってその安全性が確かめられたものである場合は、省令第1条の3に定めるもののほか、構造計算適合性判定適用調書を添えなければならない。

第4条および第5条を次のように改める。

（変更の届出等）

第4条 建築主は、許可又は認定を受けた建築物、建築設備又は工作物の工事の完了前に、当該許可又は認定に係る申請の内容に軽微な変更（建築主、設計者、工事監理者又は工事施工者の変更を除く。）があった場合は、速やかに建築許可等変更届を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、建築許可等変更受理通知書により当該建築主に通知するものとする。

3 建築主は、許可又は確認を受けた建築物、建築設備又は工作物の工事の完了前に建築主、設計者、工事監理者又は工事施工者を変更した場合は、速やかに名義変更届を市長に提出しなければならない。

（許可等の申請取下届）

第5条 建築主は、許可、認定又は確認を受ける前にその申請を取り下げようとする場合は、速やかに許可等申請取下届を市長に提出しなければならない。

第7条を次のように改める。

(完了検査申請書の添付書類)

第7条 省令第4条第1項第6号の規則で定める書類は、法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物に係る完了検査であって、当該検査を行う際に目視により確認できない部分を写した写真および工事監理者（工事監理者が定められていない場合にあっては、工事施工者）が作成した施工状況報告書とする。

第17条第1項中「(屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽の見取図に係る部分を除く。)」を削り、「同表(㊦)項」を「省令第1条の3第1項の表2(㊦)項」に改め、同条第2項中「第12項」を「第13項」に改め、「(屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽の見取図に係る部分を除く。)」を削り、同項第3号中「工場の場合は工場調書」を「建築物が工場の場合にあっては工場・事業調書、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物の場合にあっては危険物の数量表」に改め、同条第3項中「(屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽の見取図に係る部分を除く。)、(㊦)項、(㊧)項および(㊨)項」を「および(㊨)項ならびに同条第1項の表2(㊦)項および(㊩)項」に、「同表(㊦)項」を「同表(㊩)項」に、「制限斜線を示す」を「同表(㊨)項に掲げる」に改め、同条第4項中「(屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽の見取図に係る部分を除く。)」を削り、同条第5項中「第12項」を「第13項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 省令第1条の3第1項の表1および表2の各項に掲げる図書に明示すべき事項をこれらの表に掲げる図書のうち他の図書に明示してその図書を許可申請書に添える場合においては、第1項から前項までの規定にかかわらず、これらに規定する図書に明示することを要しない。

第29条を第33条とし、第28条を第31条とし、同条の次に次の1条を加える。

(準用)

第32条 第3条の規定は、法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知について準用する。

2 第7条の規定は、法第18条第14項（法第87条の2又は法第88条第1項もしくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知について準用する。

第27条を第30条とし、第24条から第26条までを3条ずつ繰り下げ、第23条を第24条とし、同条の次に次の2条を加える。

(指定確認検査機関による照会)

第25条 法第77条の32第1項の規定による照会をしようとする者は、照会書に、当該照会に係る事項の審査に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(全体計画認定申請書の添付書類)

第26条 第3条第1項および第2項の規定は、法第86条の8第1項の認定に係る申請について準用する。この場合において、第3条第1項中「工場を建築しよう」とあるのは「おいて工場の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替を含む工事（以下「増築等」という。）をしよう」と、同条第2項中「建築物を建築する」とあるのは「おいて建築物の増築等をする」と読み替えるものとする。

2 省令第10条の23第6項の規則で定める図書は、法第87条第3項第3号に規定する用途の変更をする場合にあっては、既存不

適格調書とする。

第22条を第23条とし、第18条から第21条までを1条ずつ繰り下げ、第17条の次に次の1条を加える。

第18条 法第44条第1項第3号、法第57条第1項、法第68条第5項、法第68条の3第2項もしくは第7項、法第68条の5の5、法第86条の6第2項又は令第131条の2第2項もしくは第3項の規定による認定を受けようとする者は、認定申請書に省令第1条の3第1項の表1(㊦)項および(㊦)項に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 法第55条第2項、法第68条の3第3項又は法第68条の5の4第2項の規定による認定を受けようとする者は、認定申請書に、省令第1条の3第1項の表1(㊦)項および(㊦)項に掲げる図書のほか、同条第1項の表2(㊦)項に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

3 法第68条の3第1項、法第68条の4又は法第68条の5の4第1項の規定による認定を受けようとする者は、認定申請書に、省令第1条の3第1項の表1(㊦)項および(㊦)項に掲げる図書のほか、同条第1項の表2(㊦)項、(㊦)項および(㊦)項に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

4 省令第1条の3第1項の表1および表2の各項に掲げる図書に明示すべき事項をこれらの表に掲げる図書のうち他の図書に明示してその図書を認定申請書に添える場合においては、第1項から前項までの規定にかかわらず、これらに規定する図書に明示することを要しない。

別表中「第25条関係」を「第28条関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第17条第2項の改正規定（「第12項」を「第13項」に改める部分に限る。）および同条第5項の改正規定は、平成19年11月30日から施行する。

秋田市平和公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年8月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第28号

秋田市平和公園条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市平和公園条例施行規則（昭和41年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第11条の表に次のように加える。

面積15.0平方メートルのもの	1,215,000円
-----------------	------------

附 則

この規則は、平成19年9月1日から施行する。

秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成19年8月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第29号

秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成19年秋田市条例第28号）の施行期日は、平成19年9月10日とする。

秋田市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。  
平成19年8月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第30号

秋田市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和50年秋田市規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第3に次のように加える。

(4)	条例別表第2(4)に掲げる花き	50パーセント
-----	-----------------	---------

附 則

この規則は、平成19年9月10日から施行する。

上下水道局管理規程

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年8月29日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

秋田市上下水道局管理規程第8号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（昭和53年水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（退職者の給与）

第20条 秋田市公営企業職員の給与に関する条例第16条の2の管理者が定める退職者の給与については、条例第23条の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成19年9月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第205号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項の規定により告示する。

平成19年8月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

出納員から現金取扱員への再委任

委任する 出 納 員	委任を受ける 現金取扱員	委 任 事 務
黒沢 光伸	北島 学	保育料の収納に関する事務。
	佐々木 保	保育料の収納に関する事務。
	豊島 明美	保育料の収納に関する事務。
	名古屋 晃	保育料の収納に関する事務。
	鎌田 美穂	保育料の収納に関する事務。
	進藤 聡彦	保育料の収納に関する事務。

加賀谷 匡	保育料の収納に関する事務。
小玉 研一	保育料の収納に関する事務。
佐藤 和人	保育料の収納に関する事務。
佐藤 高司	保育料の収納に関する事務。

秋田市告示第206号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項の規定により告示する。

平成19年8月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

出納員から現金取扱員への再委任

委任する 出 納 員	委任を受ける 現金取扱員	委 任 事 務
中島 修	菅原 忠	「秋田市史」その他書籍頒布料等の収納に関する事務。
	石井美代子	「秋田市史」その他書籍頒布料等の収納に関する事務。
	安藤 功毅	「秋田市史」その他書籍頒布料等の収納に関する事務。
	渡部 裕	「秋田市史」その他書籍頒布料等の収納に関する事務。

秋田市告示第207号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項の規定により告示する。

平成19年8月3日

秋田市長 佐 竹 敬 久

出納員から現金取扱員への再委任

委任する 出 納 員	委任を受ける 現金取扱員	委 任 事 務
和賀 芳宏	西村恵美子	八橋運動公園内の施設および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。

秋田市告示第208号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項の規定により告示する。

平成19年8月7日

秋田市長 佐 竹 敬 久

出納員から現金取扱員への再委任

委任する 出 納 員	委任を受ける 現金取扱員	委 任 事 務
黒沢 光伸	加藤 恵子	母子寡婦福祉資金貸付元利金の収納に関する事務。

## 秋田市告示第209号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成19年8月8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 1 撤去し、保管した自転車等

## (1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 29台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 9台

## (2) 撤去し、保管した年月日

平成19年7月16日から同年7月31日まで

## (3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所

## (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成19年8月22日から平成20年2月22日まで

## 2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

## 3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

## 4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

## 秋田市告示第210号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成19年8月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

外旭川字梶ノ目192番地1

菅原 浩美

（教示）

1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません。（行政不服審査法

## 第20条)

(1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。

(2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。（行政事件訴訟法第8条）

(1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

## 秋田市告示第211号

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成19年8月15日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 1 公の施設の名称

秋田市保戸野地区コミュニティセンター

## 2 指定管理者

保戸野地区コミュニティセンター管理運営委員会

## 3 指定管理者の指定年月日

平成19年3月19日

## 4 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名

変更前 大 島 生 次

変更後 船 木 忠 男

## 5 変更年月日

平成19年7月30日

## 6 変更の理由

役員改選による

## 秋田市告示第212号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定に基づき、平成19年度の地籍調査事業を実施するので、告示する。

平成19年8月17日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 1 事業変更計画が告示された年月日

（県告示日）

平成19年8月10日

## 2 調査を実施するものの名称

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 3 調査地域

平成18年度調査分（地積測定・地籍簿および原図作成）

秋田市雄和平尾鳥字中村、白ヶ沢、金井田の全部

平成19年度調査分（現地一筆地調査）  
秋田市雄和平尾鳥字馬落、蒲田、野田、中山の全部  
秋田市雄和平尾鳥字築場の一部

- 4 調査期間  
平成19年4月26日から平成20年3月31日まで

秋田市告示第213号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成19年8月22日  
秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
(1) 放置されていた場所および台数
ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 30台
イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 18台
ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台
(2) 撤去し、保管した年月日  
平成19年8月1日から同年8月15日まで
(3) 返還を行う時間および場所
ア 時間 午前10時から午後7時まで
イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所
(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間  
平成19年9月5日から平成20年3月5日まで

- 2 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

- 3 所有権の帰属  
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

- 4 問い合わせ先  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035  
秋田市東通仲町4番3号  
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第214号

平成19年8月30日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。  
平成19年8月23日  
秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第215号

次の差押書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。  
なお、当該差押書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年8月23日  
秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名  
秋田市新屋松美が丘南町2番1号  
相 崎 敦 志
- 2 送達する書類名  
差押書 1通

秋田市告示第216号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。  
平成19年8月24日

- 秋田市長 佐 竹 敬 久
- 1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
(1) 担当する医療の種類：薬局

名 称	所 在 地	指 定 年月日
セントラル薬局 南 通 店	秋田市南通宮田1番8号	平成19年 9月1日

秋田市告示第217号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。  
平成19年8月28日

- 秋田市長 佐 竹 敬 久
- 1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
山王よつば薬局	秋田市山王五丁目10番28号	平成19年 7月1日
ライフィン 国 見 ノ 里	秋田市豊岩小山字前田表 158番地3	平成19年 6月1日
うちやま眼科医院	秋田市土崎港東三丁目2 番24号	平成19年 7月2日
ハートフルケア 秋田ショートステイ	秋田市牛島東五丁目2番 52号	平成19年 7月10日
ハートフルケア 秋田デイサービス セ ン タ ー	秋田市牛島東五丁目2番 52号	平成19年 8月1日
ショートステイ あ い	秋田市仁井田字中新田68 番地	平成19年 6月27日
幸楽園訪問介護 ステーション	秋田市上新城中字片野4 番地	平成19年 4月1日

- 2 変更

名 称	変更事項（所在地・名称）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
リンデンバ ウムいずみ ケアプラン センター	リンデンバウム いずみ在宅介護 支援センター	リンデンバウム いずみケアプラ ンセンター	平成19年 6月1日

幸楽園訪問 介護ステー ション	秋田市外旭川字 鳥谷場136番地	秋田市上新城中 字片野4番地	平成15年 4月1日
-----------------------	---------------------	-------------------	---------------

## 3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
山王よつば薬局	秋田市山王五丁目10番28号	平成19年 6月30日
うちやま眼科医院	秋田市土崎港東三丁目2番 24号	平成19年 7月1日

## 秋田市告示第218号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成19年8月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
山王よつば薬局	秋田市山王五丁目10番28 号	平成19年 7月1日
うちやま眼科医院	秋田市土崎港東三丁目2 番24号	平成19年 7月2日

## 2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
山王よつば薬局	秋田市山王五丁目10番28 号	平成19年 6月30日
うちやま眼科医院	秋田市土崎港東三丁目2 番24号	平成19年 7月1日

## 秋田市告示第219号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成19年8月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
鍼灸マッサージ指 圧治療院クローバー	秋田市旭北栄町2番36号 サンハイツ山城11号室	平成19年 7月13日
千 秋 治 療 院	秋田市千秋中島町19番7 号	平成19年 7月20日

## 秋田市告示第220号

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第51条第1項の規定に基づき、中心市街地整備推進機構を次のとおり指定したので、同法第51条第2項の規定により告示する。

平成19年8月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 指 定 年 月 日 平成19年8月29日
- 2 指 定 番 号 第1号
- 3 法 人 住 所 秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1
- 4 法 人 名 称 財団法人 秋田市総合振興公社
- 5 事務所所在地 秋田市仁井田字新中島828番地24  
秋田市山王一丁目2番35号

## 秋田市告示第221号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、地域総合整備資金貸付金の平成19年度の貸付に係る償還金の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成19年8月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 委託先 住 所 東京都千代田区平河町二丁目5番6号  
法 人 名 財団法人 地域総合整備財団  
代表者名 理事長 嶋 津 昭

## 教 委 告 示

## 秋田市教委告示第12号

平成19年8月23日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成19年8月14日

秋田市教育委員会

委員長 高 田 生 子

## 選 管 告 示

## 秋市選管告示第62号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項および第30条の7第1項の規定に基づき、平成19年9月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同法第23条第2項および第30条の7第2項の規定により告示する。

平成19年8月31日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 期間 平成19年9月3日から  
平成19年9月7日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目2番34号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前8時30分から午後5時まで

## 農 委 告 示

## 秋田市農委告示第10号

平成19年8月16日午後2時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成19年8月9日

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作  
 1 案 件 秋田市雄和平沢字大面25番地1 齊藤久明の農地法  
 第3条の規定による許可申請に関する件 外17件

**秋田市農委告示第11号**

農地法（昭和27年法律第229号）第23条第1項の規定に基づき、  
 小作料の標準額を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により  
 告示する。

平成19年8月22日

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作  
 秋田市標準小作料 平成19年8月改訂  
 （転作を伴う10アール当たりの標準小作料）

地 域	収量 (kg)	標準小作料 (円)
上田地域	630	16,500
	600	15,500
中田地域	570	14,500
	540	13,500
下田地域	510	9,500
	480	4,500
ほ場整備	570	17,500
	540	16,500
畑	収穫高の6.5%以内	

適用

この告示の規定は、平成20年産から適用する。

**上下水道局告示**

**秋田市上下水道局告示第53号**

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項  
 の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をした  
 ので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田  
 市上下水道局管理規程第20号）第9条第1号の規定により告示す  
 る。

平成19年8月1日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
株 式 会 社 暁 建 設	小 玉 暁	秋田市添川字太田23番地1

2 指定期間

平成19年8月1日から平成22年7月31日まで

**秋田市上下水道局告示第54号**

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、  
 秋田市指定給水装置工事業者の廃止を行ったので、秋田市水道  
 事業給水条例施行規程（昭和35年水道ガス局管理規程第2号）第  
 8条の3第2号の規定により告示する。

平成19年8月24日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定給水装置工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所 在 地
株式会社日環 技術管理工業	赤坂 功	秋田市山王中園町11番5号

2 廃止年月日

平成19年8月20日

**秋田市上下水道局告示第55号**

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の  
 規定に基づき、秋田市指定排水設備工事業者の廃止を行ったので、  
 秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下  
 水道局管理規程第20号）第9条第3号の規定により告示する。

平成19年8月24日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所 在 地
株式会社日環 技術管理工業	赤坂 功	秋田市山王中園町11番5号

2 廃止年月日

平成19年8月20日

**公 告**

**秋田市公告**

次のとおり自由参加型物品調達（以下「オープンビッド」とい  
 う。）を執行するので、参加希望者を公募する。

平成19年8月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 オープンビッドに付する事項

(1) オープンビッドに付する物件は、下記のとおりである。

番号	物 件 名	納品場所	納品期限
	市立秋田総合病院年報（平 成18年度）製造請負業務	市立秋田総 合病院総務 課	平成20年 3月31日

(2) 上記物件に係る基本的な参加要件

次のすべてを満たすこと。

- ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録さ  
れていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者で  
あること。
- ウ 秋田市の指名停止期間中でないこと。

2 見積書提出に関する事項

見積書提出の日時 平成19年8月16日(木) 午前10時

見積書は持参するものとし、郵送又は電  
送によるものは受け付けない。

見積書提出の場所 秋田市川元松丘町4-30

市立秋田総合病院 1階 会議室（事務  
局長室隣り）

見積書の様式 市立秋田総合病院ホームページから入手  
すること。

ホームページアドレス <http://www.city.akita.akita.jp/city/ho/newho/default.htm>



注意事項

- (1) 秋田市財務規則を遵守のうえ、参加すること。
  - (2) 見積書提出の結果予定価格内での金額の提示がないときは、再度の見積書提出を1回に限り行う。
  - (3) 契約者となるべき同価格の見積書提出者が2人以上あるときは、直ちにくじにより契約者を決定する。
- 3 仕様書および見積依頼物件見本の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は平成19年8月1日(水)から平成19年8月15日(木)までの土曜日および日曜日・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで。
  - (2) 閲覧場所 市立秋田総合病院 1階  
事務局総務課用度担当
  - (3) 仕様書は、市立秋田総合病院ホームページにも掲載。
- 4 見積結果に関する事項
- 最低価格提示者を契約の相手方とし、契約締結後に市立秋田総合病院ホームページで公表する。
- 5 その他
- (1) 見積書の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
  - (2) 提出された見積書は、返却しない。
  - (3) 秋田市財務規則第135条の規定により契約の履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任させ、又は請け負わせることを禁止する。なお、一部の業務を第三者に委託する場合は、外部委託の報告書の提出を契約締結時に求める。
  - (4) 契約書（請書）は、製造請負契約書（請書）となり印紙税が課税される。
  - (5) 見積書提出に関する問い合わせ先  
市立秋田総合病院総務課用度担当  
電話 018-823-4171（内線2172）

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。  
平成19年8月1日  
秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

番号	物 件 名	納品場所	納入期限
	市立秋田総合病院医誌 Vol.16製造請負業務	市立秋田総合病院医局	平成20年3月31日

- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件  
次のすべてを満たすこと。  
ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。  
イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。  
ウ 秋田市の指名停止期間中でないこと。
- 2 入札に関する事項
- 入札の日時 平成19年8月24日(金) 午前10時  
入札の場所 秋田市川元松丘町4-30  
市立秋田総合病院 2階 講堂  
入札保証金 免除  
契 約 日 平成19年8月29日(水)  
注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。  
(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された

- 金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
  - (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成19年8月15日(木)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。
- (2) 申込書の提出  
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受付  
申込書は、次のとおり受け付ける。  
ア 受付期間 平成19年8月1日(水)から平成19年8月15日(木)までの土曜日および日曜日・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで  
イ 受付場所 市立秋田総合病院 1階  
事務局総務課用度担当  
ウ 申込書・入札書・委任状等  
市立秋田総合病院ホームページから入手すること。  
ホームページアドレス <http://www.city.akita.akita.jp/city/ho/newho/default.htm>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。  
その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成19年8月22日(水)午前に通知する。

5 仕様書および入札物件見本の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成19年8月1日(水)から平成19年8月23日(木)までの土曜日および日曜日・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで。
- (2) 閲覧場所は、市立秋田総合病院1階事務局総務課用度担当。
- (3) 仕様書は、市立秋田総合病院ホームページにも掲載。

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 秋田市財務規則第135条の規定により契約の履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任させ、又は請け負わせることを禁止する。なお、一部の業務を第三者に委託する場合は、外部委託の報告書の提出を契約締結時に求める。
- (4) 契約書（請書）は、製造請負契約書（請書）となり印紙税が課税される。
- (5) 入札に関する問い合わせ先  
市立秋田総合病院総務課用度担当

電話 018-823-4171 (内線2172)

**秋田市公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成19年8月3日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所

ア 氏 名 株式会社 伊徳  
代表取締役 伊 藤 碩 彦  
イ 住 所 秋田県大館市清水四丁目4番15号

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

ア 名 称 新国道モール  
イ 所 在 地 秋田県秋田市高陽幸町310番6 外

(3) 小売業を行う主な者の氏名および住所

小売業者	代表者の氏名	住 所
株式会社伊徳	代表取締役 伊藤 碩彦	秋田県大館市清水四丁目4番15号
株式会社 大創産業	代表取締役 矢野 博文	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
株式会社 サンドラッグ	代表取締役 才津 達郎	東京都府中市若松町一丁目38番1号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成20年3月25日

(5) 店舗面積の合計 4,268㎡

(6) 駐車場の収容台数 204台

(7) 駐輪場の収容台数 133台

(8) 荷さばき施設の面積 311㎡

(9) 廃棄物等の保管施設の容量 37㎡

(10) 小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

ア 開店時刻 9時00分  
イ 閉店時刻 23時00分

(11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

8時30分～23時15分

(12) 駐車場の自動車の出入口の数 3カ所

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

6時00分～18時00分

2 届出年月日 平成19年7月24日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課  
(2) 縦覧期間 平成19年8月3日～平成19年12月3日

4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所  
(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
(3) 意見を述べる理由

**秋田市公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成19年6月5日付け秋田市指令第3221号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成19年8月3日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市山王三丁目3番18号  
大和ハウス工業株式会社秋田支店  
支店長（支配人） 柴 田 正 樹

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市泉釜ノ町112番、113番、114番、115番、116番3、116番4、113番地先道路および114番地先水路

**秋田市公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成19年3月7日付け秋田市指令第766号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成19年8月6日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市牛島東六丁目2番32号  
有限会社魁光住宅産業  
代表取締役 佐 藤 良 信

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市仁井田栄町322番16、322番17、323番1、323番2および323番3

**秋田市公告**

次のとおり大森山動物園内における軽飲食等のサービスを提供する民間事業者の公募型企画コンペを実施するので公告する。

平成19年8月8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 企画コンペに付する事項

(1) 事業の概要等 大森山動物園内の秋田市が指定する場所（33㎡）に軽飲食等を提供できる施設を設置し、テイクアウト方式での営業ができる事業者を募集する。  
(2) 提出場所 商工部大森山動物園 秋田市浜田字潟端154  
(3) 提出期限 大森山動物園軽飲食提供施設設置募集要領による。

2 企画コンペに参加する者に必要な資格

(1) 大森山動物園軽飲食提供施設設置募集要領による。

3 企画コンペ説明書等の配布

(1) 配布期間 平成19年8月8日(水)から平成19年8月20日(月)までの午前9時から午後4時30分までとする。郵便による要領の送付等の依頼は受け付けない。  
(2) 配布場所 商工部大森山動物園 秋田市浜田字潟端154  
(3) 配布書類

ア 大森山動物園軽飲食提供施設設置募集要領  
イ 大森山動物園軽飲食提供施設設置企画コンペ提案書（様式第1号（省略））  
ウ 営業方針および具体的な内容を示す書類（様式第2号（省略））

- 4 企画コンペ参加に関する事項  
 企画コンペ参加希望者は、必要書類等を次のとおり提出しなければならない。
- (1) 提出書類  
 ア 大森山動物園軽飲食提供施設設置募集要領による。
- (2) 受付期限 平成19年8月20日(月)午後4時30分までとする。
- (3) 提出場所 3(2)と同じ
- 5 最優秀提案者の決定  
 大森山動物園軽飲食提供施設設置募集要領による。
- 6 その他
- (1) 提案書等の作成に係る一切の経費は、申込者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) その他詳細は大森山動物園軽飲食提供施設設置募集要領による。
- 7 問い合わせ先  
 秋田市浜田字潟端154  
 秋田市商工部大森山動物園  
 電話 018-828-5508(直通)

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第23条第1項の規定により、平成19年8月9日付けで認定申請のあった特定農用地利用規程については、これを認定したので、同条第8項の規定により公告する。

平成19年8月15日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供する関係書類  
 下浜羽川地区特定農用地利用規程
- 2 関係書類の縦覧場所  
 秋田市山王一丁目2番34号  
 秋田市農林部 農村振興課 地域農業推進室
- 3 縦覧期間  
 平成19年8月15日から平成19年8月29日まで。ただし、土曜日、日曜日および休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。)を除く。
- 4 縦覧時間  
 午前8時30分から午後5時30分まで

秋田市公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第4条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の施行について認可したので、同法第9条第3項の規定に基づき、公告する。

平成19年8月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 土地区画整理事業の名称  
 御所野ニュータウン第二十一地区土地区画整理事業
- 2 施行地区  
 秋田市四ツ小屋末戸松本字地蔵田、小阿地字狸崎の各一部
- 3 事務所の所在地  
 秋田市御所野地蔵田一丁目1番4
- 4 施行認可の年月日  
 平成19年8月16日
- 5 施行者の名称  
 独立行政法人都市再生機構 理事長 小野 邦 久  
 上記代理人 秋田都市開発事務所長 磯 田 悟

- 6 事業施行期間  
 平成19年8月16日から平成21年3月31日まで
- 7 事業年度  
 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 8 公告の方法  
 独立行政法人都市再生機構秋田都市開発事務所の掲示板および秋田市役所の掲示板に掲示する

秋田市公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第10条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定に基づき、公告する。

平成19年8月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 土地区画整理事業の名称  
 御所野ニュータウン北第一地区土地区画整理事業
- 2 施行者の氏名  
 独立行政法人都市再生機構 理事長 小野 邦 久  
 上記代理人 秋田都市開発事務所 所長 磯 田 悟
- 3 事務所の所在地  
 秋田市御所野地蔵田一丁目1番4
- 4 施行認可の年月日  
 平成17年7月8日
- 5 事業施行期間  
 平成17年7月8日から平成22年3月31日まで
- 6 変更認可の年月日  
 平成19年8月16日

秋田市公告

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定に基づき行うジフテリア、百日せき、破傷風、麻しん、風しんおよび日本脳炎の予防接種について、別表左欄に掲げる医師が同表右欄に掲げる場所で当該業務を行うので、同法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成19年8月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

別表

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
高橋 文夫	秋田市桜四丁目1番1号 高橋内科医院

秋田市公告

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定に基づき行うジフテリア、百日せき、破傷風、麻しん、風しん、日本脳炎および結核の予防接種について、別表左欄に掲げる医師が同表右欄に掲げる場所で当該業務を行うので、同法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成19年8月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

別表

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
伊藤 誠人	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1 秋田赤十字病院

秋田市公告

平成19年9月2日に執行する秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理審議会委員選挙について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第2項の規定により届け出のあった候補者は、次のとおりであるので、同令第24条第5項の規定により公告する。

平成19年8月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 宅地の所有権者が選挙する委員の候補者

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地
高 橋 宗 悟	秋田市千秋久保田町4番70号
守 屋 誠	秋田市千秋久保田町4番67号
石 田 一 豊	秋田市千秋久保田町4番55号
今 井 光 男	秋田市千秋久保田町5番74号
佐 藤 清太郎	秋田市千秋久保田町6番55号
株式会社ベルコ	大阪府池田市空港一丁目12番10号
栗 林 正	秋田市中通七丁目1番48号

2 宅地の借地権者が選挙する委員の候補者

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地
高松木材株式会社	秋田市新屋大川町20番3号

秋田市公告

平成19年9月2日に執行する秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理審議会委員選挙のうち宅地の所有権者が選挙する委員および宅地の借地権者が選挙する委員の選挙については、届け出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定により、投票を行わない。

平成19年8月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する工事は下記のとおりである。

工種・工事番号・工事名	工事場所	工事期限	入 札 参 加 要 件
病院 第2号 市立秋田総合病院中央監視装置（電気系統）等整備	秋田市川元松丘町4番30号 市立秋田総合病院内	平成20年 2月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の①～③の要件を満たしていること。</li> <li>①秋田市に本社又は支店、営業所を有すること。</li> <li>②本工事の中央監視装置のメーカーおよびその代理店であること。</li> </ul>

平成19年8月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所  
ア 氏 名 株式会社 天野金物  
代表取締役社長 天 野 良 孝

イ 住 所 秋田県男鹿市船越字船越1番地1

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

ア 名 称 （仮称）スーパーセンターアmano御所野店

イ 所 在 地 秋田県秋田市御所野ニュータウン北第三地区  
土地区画整理事業地内仮換地5ブロック2ロット

(3) 小売業を行う主な者の氏名および住所

ア 氏 名 株式会社 天野金物  
代表取締役社長 天 野 良 孝

イ 住 所 秋田県男鹿市船越字船越1番地1

(4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成20年6月1日

(5) 店舗面積の合計 11,394.44㎡

(6) 駐車場の収容台数 1,341台

(7) 駐輪場の収容台数 40台

(8) 荷さばき施設の面積 310.80㎡

(9) 廃棄物等の保管施設の容量 71.00㎡

(10) 小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

ア 開店時刻 8時00分

イ 閉店時刻 23時00分

(1) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
7時30分～23時30分

(2) 駐車場の自動車の出入口の数  
3箇所

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
0時00分～24時00分

2 届出年月日 平成19年8月9日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課

(2) 期 間 平成19年8月22日～平成19年12月25日

4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年8月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

		③過去に同規模以上の施工実績があること。 (基本的要件については別に記載)
--	--	--

- (2) 上記工事に係る基本的な入札参加要件
- ア 秋田市公募型指名競争入札実施要綱第3条の規定をすべて満たす者であること。
  - イ 資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に配置できること。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成19年9月14日(金) 午後3時
- 入札の場所 秋田市川元松丘町4番30号  
市立秋田総合病院 2階 講堂
- 入札保証金 免除
- 契約日 落札日から平成19年9月20日(休)まで
- 注意事項 (1) 秋田市財務規則を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 原則として予定価格の10分の5から10分の8の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を落札者とし、予て価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税および地方消費税の額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。
- (4) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できる。
- (5) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年8月31日(金)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
  - ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))
  - イ 施工実績調査(様式2(省略))(契約書の写しと施工内容が客観的に分かる資料を添付)
  - ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴(様式3(省略))(資格者証の写しを添付)
- (2) 申込書等の提出  
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付  
申込書等は、次のとおり受け付ける。
  - ア 受付期間 平成19年8月23日(木)から平成19年8月31日(金)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前8時30分から正午まで、および午後1時から午後5時まで(時間厳

- 守)
- イ 受付場所 市立秋田総合病院事務局  
総務課施設担当(1階)
- ウ 申請用紙 市立秋田総合病院ホームページから入手すること。  
ホームページアドレス <http://www.city.akita.akita.jp/city/ho/newho/default.htm>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には入札参加資格審査結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および入札参加資格審査結果通知については、平成19年9月3日(月)までに通知する。

5 設計図書の貸出に関する事項

- (1) 貸出期間は、平成19年9月3日(月)から平成19年9月14日(金)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前8時30分から正午まで、および午後1時から午後5時までとする。
- (2) 貸出は、指名通知を受けた者に対してのみ行う。
- (3) 貸出場所 市立秋田総合病院事務局総務課施設担当(1階)

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 設計図書に関する質疑は、文書にて提出するものとする。
- (4) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
市立秋田総合病院事務局総務課施設担当  
電話 018-823-4171(内線2111)

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(平成19年度第5号計画)を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成19年8月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 閲覧場所 秋田市山王一丁目2番34号  
秋田市農林部農林総務課
- 2 閲覧期間 平成19年8月24日から  
平成19年9月12日まで  
ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。
- 3 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市公告

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定に基づき行う平成19年度ジフテリアおよび破傷風第2期予防接種の実施について、同法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定により公告する。

平成19年8月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 予防接種の種類  
ジフテリアおよび破傷風第2期予防接種

- 2 予防接種の対象者の範囲  
接種日において、11歳以上13歳未満の者
- 3 接種方法および回数  
沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを1回皮下に注射するものとし接種量は、0.1ミリリットルとする。
- 4 予防接種を行う場所および期日

場 所	期日	場 所	期日
明德小学校	9月4日	下新城小学校	9月20日
牛島小学校	9月6日	寺内小学校	9月21日
飯島南小学校	9月6日	太平小学校	9月21日
桜小学校	9月7日	港北小学校	9月26日
勝平養護学校	9月12日	戸島小学校	9月26日
日新小学校	9月14日	勝平小学校	9月27日
四ツ小屋小学校	9月14日	上新城小学校	9月27日
外旭川小学校	9月19日	築山小学校	10月16日
土崎南小学校	9月19日	豊岩小学校	10月16日
旭南小学校	9月20日	高清水小学校	10月17日
秋田大学附属小学校	10月18日	浜田小学校	11月7日
金足西小学校	10月19日	大正寺小学校	11月8日
土崎小学校	10月24日	秋田養護学校	11月8日
広面小学校	10月25日	大住小学校	11月9日
下浜小学校	10月25日	上北手小学校	11月9日
泉小学校	10月26日	保戸野小学校	11月14日
御所野小学校	10月30日	中通小学校	11月15日
飯島小学校	10月31日	川尻小学校	11月16日
旭川小学校	11月1日	赤平小学校	11月16日
金足東小学校	11月1日	旭北小学校	11月20日
仁井田小学校	11月2日	種平小学校	11月20日
岩見三内小学校	11月2日	東小学校	11月21日
八橋小学校	11月6日	戸米川小学校	11月21日
下北手小学校	11月6日	河辺小学校	11月22日
川添小学校	11月6日	秋田市保健センター	平成20年 1月8日・ 11日

- 5 予防接種の対象とならない者
  - (1) 当該疾病にかかっている者、又はかかったことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者
  - (2) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められているもの
  - (3) 明らかな発熱を呈している者
  - (4) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - (5) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
  - (6) BCG、麻しん風しん、おたふくかぜ、水痘、ポリオの予防接種を受けた後27日以上の間隔を置いていない者
  - (7) 上記以外の予防接種を受けた後6日以上の間隔を置いていない者
  - (8) その他、医師が不適当な状態と判断した者
- 6 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者
  - (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
  - (2) 前回の予防接種で2日以内に発熱のみられた者、又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
  - (3) 接種しようとする接種液の成分（培養に使う抗生物質、安

- 定剤に使うゼラチン）に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
- (4) 今までにけいれんを起こしたことがある者
- (5) 今までに免疫状態を検査して異常を指摘されたことのある者および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- 7 予防接種料金  
無料

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

平成19年8月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類および名称  
河辺都市計画下水道 秋田市公共下水道（河辺地域）
- 2 都市計画を変更しようとする区域  
河辺畑谷字中村、河辺戸島字ヲソノ、字本町、河辺北野田高屋字神田、河辺和田字岡村、字式田、字松沢、字坂本北
- 3 都市計画の縦覧場所  
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課
- 4 都市計画の案の縦覧期間  
平成19年8月28日から平成19年9月10日まで

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

平成19年8月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類および名称  
河辺都市計画下水道 秋田市公共下水道（雄和地域）
- 2 都市計画を変更しようとする区域  
雄和椿川字前椿岱、字奥椿岱、字駒坂台、字山籠、字堤根
- 3 都市計画の縦覧場所  
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課
- 4 都市計画の案の縦覧期間  
平成19年8月28日から平成19年9月10日まで

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

平成19年8月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類および名称  
秋田都市計画下水道 秋田市公共下水道（秋田地域）
- 2 都市計画を変更しようとする区域  
秋田市添川字地ノ内、下新城長岡字毛無谷地、飯島西袋一丁目、下北手松崎字大巻、下北手桜字袖ノ沢、外旭川字山崎、飯島字中野、字芋田、字平右衛門田尻、上北手荒巻字鳥越、字前田、字割田、仁井田字中新田、四ツ小屋末戸松本字向野、四ツ小屋小阿地字柳林、下浜羽川字浜稲場
- 3 都市計画の縦覧場所  
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課
- 4 都市計画の案の縦覧期間  
平成19年8月28日から平成19年9月10日まで

## 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。  
平成19年8月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項  
入札に付する賃貸借は、次のとおりである。
  - (1) 賃 貸 借 過年度課税台帳管理システム（PageBase II フォームリンク）賃貸借
  - (2) 賃貸借期間 平成19年10月1日から平成24年9月30日まで
  - (3) 入札参加資格要件
    - ア 過去2年間に、国（公社、公団および独立行政法人を含む。）、県、市又は他の地方公共団体と、課税台帳管理関係の契約を締結し、当該契約を履行した実績を有すること。
    - イ 情報セキュリティマネジメントに係る認証を取得していること。（ISO/IEC 27001：2005/JIS Q 27001：2006）
    - ウ 秋田市内に本社、支店、営業所等を有すること。
    - エ 消費税および市税に滞納がないこと。
- 2 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
  - (2) 本市の指名停止期間中でないこと。
- 3 入札に関する事項
  - (1) 入札の日時 平成19年9月12日(水) 午前11時
  - (2) 入札の場所 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市財政部契約課入札室（本庁舎3階）
  - (3) 入札保証金 免除
  - (4) 契 約 日 平成19年9月14日(金)（締結予定）
  - (5) 注 意 事 項
    - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ入札に参加すること。
    - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
    - ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。
- 4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年9月3日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
  - ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
  - イ 営業経歴書（様式2（省略））
  - ウ 過去2年間の課税台帳管理関係を契約した実績を証明するもの（契約書の写し）
  - エ 納税証明書
    - (ア) 税務署が発行する消費税に関する証明書（直近の営業年度に係る「未納税額のないこと用（その3）」）
    - (イ) 秋田市が発行する直近の営業年度に係る法人市民税又は個人市民税（個人事業主に限る。）および固定資産税（平成18年度分）に関する証明書
  - オ 申込日から3カ月以内に発行された法人登記簿謄本
- (2) 申込書等の提出  
申込書等の提出は、持参によるものとする。
- (3) 申込書等の受付  
申込書等は、次のとおり受け付ける。
  - ア 受付期間 平成19年8月28日(火)から平成19年9月3日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日。午前9時から午後5時までとする。
  - イ 受付場所 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市財政部資産税課
  - ウ 申込用紙 秋田市財政部資産税課又は秋田市ホームページから入手すること。
- 5 指名に関する事項
  - (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
  - (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知によりその旨を連絡する。
  - (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成19年9月6日(木)にファックスにて通知する。
- 6 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
  - (1) 閲覧期間 平成19年8月28日(火)から平成19年9月3日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日。  
午前9時から午後5時までとする。
  - (2) 閲覧場所 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市財政部資産税課
- 7 その他
  - (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
  - (2) 提出された申込書等は、返却しない。
  - (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市財政部資産税課 土地担当  
電話 018-866-2056

## 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成19年6月1日付け秋田市指令第3205号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成19年8月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名  
秋田市大町一丁目3番37号

協和石油株式会社

代表取締役 荻原正夫

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市上北手百崎字境田351番1、352番1および353番1

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第28条の規定に基づき、公告する。

平成19年 8月29日

秋田市長 佐竹敬久

1 申請者の住所および氏名

東京都中央区日本橋小舟町8番6号 新江戸橋ビル

株式会社インフィニットルミナス

代表取締役 佐藤勉

2 道路位置指定箇所

秋田市川尻大川町56番4

3 道路幅員 5.00メートル

4 道路延長 26.79メートル

5 指定年月日および番号

平成19年 8月29日 第2号

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は下記のとおりである。

番号・業務名	内 容	期 間	入 札 参 加 要 件
小中学校の印刷機 使用貸借および消 耗品供給	小中学校が使用する印刷機の使用貸借と消耗品の供給	平成19年 10月1日～ 平成20年 3月31日	①秋田市内に本店、支店、営業所を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。 ②印刷機の使用貸借および消耗品供給が可能な者であること。 ③印刷機の保守サービスが可能な者であること。 ④租税に滞納がないこと。

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

イ 秋田市指名停止措置要綱（物品の納入および製造）第2条第1項の規定による指名停止期間中の者でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成19年 9月14日(金) 午前9時30分

入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階  
秋田市教育委員会「教育委員会室」

入札保証金 免除

契約日 平成19年 9月18日(火)

注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当額金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る

58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

秋田市の住民は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の案について、秋田市に意見書を提出することができる。

また、当該農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有するものは、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成19年10月1日の翌日から起算して15日以内に秋田市にこれを申し出ることができる。

平成19年 8月30日

秋田市長 佐竹敬久

1 農用地利用計画の案の縦覧期間

自 平成19年 8月30日

至 平成19年10月1日

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時30分まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

3 農用地利用計画の案の縦覧場所

秋田市山王一丁目2番34号 秋田市農林部農林総務課

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年 8月30日

秋田市長 佐竹敬久

課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年 9月7日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 営業経歴書（様式2（省略））

ウ 印刷機の保守サービス体制調書（様式3（省略））

エ 納税証明書

・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）

・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）

・秋田市に納めた固定資産税

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

オ 住民票（法人にあっては履歴事項全部証明書（原本））



- (2) 申込書等の提出  
申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付  
申込書等は、次のとおり受け付ける。  
ア 受付期間 平成19年8月31日(金)から平成19年9月7日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで  
イ 受付場所 秋田市教育委員会総務課 企画経理担当  
ウ 申込用紙 秋田市教育委員会総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。
- 4 指名に関する事項
  - (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
  - (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
  - (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成19年9月10日(月)午後に行う。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
  - (1) 閲覧期間は、平成19年8月31日(金)から平成19年9月7日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
  - (2) 閲覧場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル3階  
秋田市教育委員会総務課企画経理担当
- 6 その他
  - (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
  - (2) 提出された申込書等は、返却しない。
  - (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市教育委員会総務課企画経理担当  
電話 018-866-2242

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成19年3月26日付け秋田市指令第1277号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。  
平成19年8月30日

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、下記のとおりである。

修繕番号	修 繕 名	修繕場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第15号	仁別浄化センター本館屋根塗装修繕	秋田市仁別字小水沢地内	平成19年11月30日	・一般塗装工事A級 (基本的要件については別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「一般塗装工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から一般塗装工事のA級に等級格付されている者をいう。  
イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。  
ウ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名  
秋田市桜二丁目35番2号  
株式会社松本造園土木  
代表取締役 松 本 昭 広
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
秋田市桜二丁目120番2の内、120番12の内、120番13の内、125番1、125番2、125番3、126番1および126番3の内、同市下北手桜字袖ノ沢121番1の内、123番1、123番3、124番1、124番3および124番4、同市桜ガ丘一丁目108番

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、御所野ニュータウン第二十一地区土地区画整理事業について換地処分があったので、同条第4項の規定に基づき、公告する。

平成19年8月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、平成19年度受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成19年8月8日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次  
賦課対象区域

仁井田本町三丁目、横森二丁目、牛島東四丁目の各一部（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地）

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年8月10日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

入札の日時 平成19年8月28日(火) 午前10時  
入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地  
秋田市上下水道局 豊岩浄水場 1階 会議室  
入札保証金 免除  
契 約 日 平成19年8月31日(金)  
注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。  
(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加

算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成19年8月22日(水)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。
- (2) 申込書等の提出  
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付  
申込書等は、次のとおり受け付ける。  
ア 受付期間 平成19年8月10日(金)から平成19年8月22日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで  
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係  
※ 申込書・入札書・委任状等は秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。  
上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成19年8月24日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成19年8月10日(金)から平成19年8月27日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載。

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年8月30日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

委託番号・委託名	履行場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第19-19号 秋田市下水道事業 基本計画策定業務 委託	秋田市上 下水道局 内他	平成21年 3月30日	次の①～③の要件を満たしていること。 ①秋田市内に本社を有していること、又は秋田市内に本市と契約を締結できる営業所等を有していること。 ②秋田市財政部契約課に土木関係建設コンサルタント業務下水道部門で登録されていること。 ③対象人口30万人以上の公共下水道全体計画策定の実績があること。 (基本的要件については別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- イ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。
- ウ 技術士（上下水道部門、選択科目は下水道分野）の資格を有する管理技術者と技術者を配置できること。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成19年9月19日(水) 午前10時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 3階 入札室
- 入札保証金 免除
- 契 約 日 平成19年9月21日(金)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加するこ

と。

- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年9月12日(水)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
  - イ 実績調書（別記様式2（省略））および契約書等の写し
  - ウ 配置予定技術者の資格（技術士登録証の写しを添付）
- (2) 申込書等の提出  
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付  
申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成19年8月30日(木)から平成19年9月12日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
  - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
  - ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
- 4 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
  - (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
  - (3) 指名通知および選定結果通知については、平成19年9月14日(金)に通知する。
- 5 設計書および特記仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は平成19年8月30日(木)から平成19年9月18日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
  - (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
  - (2) 提出された申込書等は、返却しない。
  - (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

